



相洛林也東以家
 有以法得之多及故
 大聖法事何今相
 以生民先年取引
 所理多就職時
 際以同情及以法
 中官於際特也
 以好也中官以法
 彼強也候

一明治甲午年未就職
 亦即日中法也格首
 東京株式取引所
 株直中賣買停止



株直に賣買停止の所
情に多少の苦心あり

一、今甲午五年上半年に
於て百五十九万の定款
全部改正に因りて
此れより交渉仲買人談
判より恒設又株主の利
益と請負に臨念を
怠り如きハ早天に幾十
人の東渡者に接し以
て之に無子確る事

一、今下半年に大正元年

に於てハ是款改正の結
果に於て日有の法に取消

すこと仲買人の能権設

定者八名債権譲渡者

拾三名計貳拾一名あり

拾三石計貳拾一石あり
最終の「徹宵」の之が
変理と存一結局廢棄
者七名、その他「無子」
解決を付す

大正二年上半期中定
款改正の結局三月世百
限仲買人身元保証金
三万田となりし者あり
人計一百八十名家勢
納入せしむる者あり
先欠の計數百四十人
以て世元金款二百五
十萬田の巨款あり
海に沈す

三月一日現在仲買人
百廿七人四月一日百
八人の者なり三月末
日迄に廢棄せし者十

日迄ニ廢業廿一名十
八人知命子受ヤ者一
人トハナシ

一者六月現在ニ或ハ廢
業ト又ハ開業セシ者有
之故局百。九人トナシ

一元素直中仲買人七十
名ト是即仲買人稱
五子田の身元金至一

万二子田ト有セハ四百四
年未ト一ト實ニ百知是
三万田ト有セハ一ト實ニ

六倍ニ増加セハ一ト實ニ
度ト云ハトキマシト且

五子田廿代ニ許テ其
れたる質權取之債

権讓渡ハ之ト林業セリ

たれば今因難案トナシ

有ルアリトクテ其の

たれは空因難案
有るありと存
老翁仲買人の只狂
のあまはあまの
若・福と感する者
者と由る事
と

十一

一近以・産業
人取必あり
部由・由
子私・妹

(一) 石油株式
たーあり

(二) 石油株式
免除と不用
たーあり

たーあり
流、湯水
之隈家

流、堪力ニ待、可也
之隈家、
位者、
亦生、

一、當取引所、
滿期、
月二十日、
許可、

一、是、
實、
三月、
引所、
正、
引、
法、
美、
以、

是、
是、

是の右案を以て
是等の拙者の微力よりの
切に盡すの事なり
及地理子一冊の考功
術之長と云ふは
其の旨を以て
其の旨を以て
其の旨を以て

六月廿日

平橋田

大隈重信殿

平橋田

大隈重信殿



海軍省 出 札 長

軍令 第三 号 依

命令 了

六月 廿 日

角田 吉 平

大隈 重 信 殿

平 祐 四

伯爵 大隈 重 信 殿



牛込区 末五 丁目 拾三

角 田 真 平